

指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和7年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	株式会社NIPPO	東京都中央区京橋1-19-11	令和7年4月11日から令和7年7月18日まで(10週間+1ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該業者は、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、系列プラントが契約図書の指定と異なるアスファルト合材の出荷及び事実と異なる出荷伝票を明示していたことについて、管理指標実績等に基づく報告を受けていたにもかかわらず品質管理義務を果たさなかった。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
2	鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1-7-27	令和7年4月11日から令和7年7月10日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該業者は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことなどが発覚した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
3	首都圏ビルサービス協同組合	東京都港区赤坂1丁目1番16号	令和7年4月18日から令和7年7月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 首都圏ビルサービス協同組合は、当局発注の「令和7年度 那覇空港警備業務請負」において、令和7年3月24日開札の結果、落札予定者とされていたが、予定していた警備員の確保ができないとして、令和7年3月28日に契約辞退届を提出した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
4	日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30	令和7年4月25日から令和7年6月5日まで(6週間) 大阪航空局管内	建設業法違反行為 日新興業株式会社は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止10日間)を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
5	株式会社佐電工	佐賀県佐賀市天神1-4-3	令和7年4月30日から令和7年6月29日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、株式会社佐電工の営業本部副本部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀県警察に逮捕された。また、3月11日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
6	株式会社山龍	長崎県佐世保市小佐々町田原69番地34	令和7年6月13日から令和7年9月12日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社山龍の代表取締役(当時)が、長崎県佐々町が発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、株式会社堀内組の使用人(当時)1名とともに令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
7	株式会社春本工業	長崎県佐世保市白仁田町41番地2	令和7年6月13日から令和7年9月12日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社春本工業の代表取締役(当時)が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、株式会社堀内組の使用人(当時)1名とともに令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
8	株式会社堀内組	長崎県佐世保市光町109番地	令和7年6月13日から令和7年9月12日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社堀内組の社員(当時)が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日に株式会社山龍代表取締役とともに、また、3月29日に株式会社春本工業代表取締役とともに公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
9	日精株式会社	東京都港区西新橋1丁目18番17号	令和7年6月20日から令和7年8月19日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 日精株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
10	住友重機械搬送システム株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号	令和7年6月20日から令和7年8月19日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 住友重機械搬送システム株式会社、は公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
11	IHI運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8番1号	令和7年6月20日から令和7年8月19日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 IHI運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
12	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年6月20日から令和7年8月19日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 新明和工業株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
13	フジパスク株式会社	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	令和7年6月20日から令和7年10月19日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反</p> <p>フジパスク株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
14	関電ファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	令和7年7月4日から令和7年11月13日まで(3ヶ月6週間) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>関電ファシリティーズ株式会社は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(A氏にあつては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあつては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
15	株式会社KANSOテクノス	大阪府大阪市中央区安土町1丁目3番5号	令和7年7月4日から令和7年9月3日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社KANSOテクノスは建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
16	株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号	令和7年7月4日から令和7年10月3日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社かんでんエンジニアリングは建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
17	関電プラント株式会社	大阪府大阪市北区本庄東2丁目9番18号	令和7年7月4日から令和7年10月3日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>関電プラント株式会社は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
18	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	令和7年7月18日から令和7年8月17日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
19	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上1丁目1番2号	令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
20	パナソニックマーケティングジャパン株式会社	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。
21	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号	令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
22	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。</p> <p>①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
23	株式会社東技コーポレーション	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目19番23号ステュディオ新御堂813号	令和7年7月25日から令和7年12月24日まで(5ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社東技コーポレーションは令和7年4月1日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を建築工事業の資格なく他の資格で専任の主任技術者として配置する(加えて同氏は他社の現場代理人となっている。)など適格な主任技術者を配置せず、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。</p> <p>②当該事業者は経営規模等評価の申請において、①のとおり、本件工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきでないところ、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとす記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市に提出し、大阪市がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。</p> <p>また、令和7年4月1日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項柱書及び第21号に基づく指示処分を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。</p> <p>②当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
24	株式会社北陽	大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21	令和7年7月25日から令和7年12月24日まで(5ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社北陽は令和7年3月31日付で大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社タケムラに請け負わせた。</p> <p>②当該事業者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が「他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。</p> <p>また、令和7年3月31日付で大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の3件の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。</p> <p>②当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事うち、2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載をし、また、株式会社ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
25	株式会社ケイテック	大阪府大阪市中央区瓦町2-5-8瓦町スクエアビル8F	令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社ケイテックは令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社A・S・Pから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>②当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社東技コーポレーションから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>③当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社トーフ技研工業から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
26	株式会社トーフ技研工業	大阪府大阪市淀川区宮原1-18-20	令和7年7月25日から令和7年10月24日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社トーフ技研工業は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より指示処分を受けた。また、以下の事由を原因として、同日付けで建設業許可部局(大阪府)より建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注のA工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>②</p> <p>(i)当該事業者は大阪市発注のB工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>(ii)当該事業者はB工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたC氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しなかった(また、C氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった)。また、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
27	旭技建株式会社	大阪府大阪市中央区谷町5丁目6番12号	令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 旭技建株式会社は令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。 ①当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、その請け負った建設工事を、株式会社渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、株式会社ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。 ②当該事業者は本件工事において、①のとおり、正しい施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社渡辺塗装に請け負わせた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
28	株式会社ライムイシモト	長崎県諫早市貝津町2071番地7	令和7年8月7日から令和7年11月6日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 当該事業者は、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日長崎県知事より45日間の営業停止処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
29	株式会社グンエイ	群馬県太田市飯田町812番地	令和7年8月8日から令和7年11月7日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 当該事業者の専務取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
30	株式会社ヒロセ	大分県大分市大字玉沢689番地の3	令和7年8月8日から令和7年12月7日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 当該事業者の代表取締役及び取締役が、大分市が令和6年5月に行った除草業務委託の指名競争入札をめぐり、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、令和7年5月23日に公契約関係競売入札妨害の容疑で大分県警察に逮捕され、うち代表取締役が令和7年6月13日に大分地方検察庁に起訴されたものである(取締役は不起訴)。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。